

識してのことであつたらうと思われまゝ。

## 第六話 紅花商人たちの金融

紅花売買の資料を見ていて、私の最も驚くのは、地方の仲買人や荷向屋の人々が、数千金数百金という資本を、どうして動かしていたかという問題であります。最上地方の貧乏な農民たちの生活は、秋の收穫でもって、春の雪消えまで持ち続けることの出来る者は、先づ一人前と言われ、端境期の盆前迄持ちこたえる者は、村でも何人としかないなかつたのです。現金収入として唯一の紅花が出廻るのは、丁度この頃一六月から七月にかけてでありましたので、紅花畑を持っている農民は、それこそ一日千秋の思いでこの収入を待っていたのも当然でしょう。しからばこの売上げ収入は、どのように使用されたか、二三の例を上げます。

一、「困窮の百姓共、年々紅花咲候を待ち兼ね居り、其日其日生花にて売拂い、御年

貢上納仕り来り、並に年中買掛り諸拂も仕る儀に御座候じ。

二、「前方申渡し候通り、夫食御払米代金、紅花売立て次第取集め、青山半右工門方へ相納めらるべく候じ。

三、「先達て分度々御願ひ申上げ候金子の儀、最早や此節紅花も売払に相成り、これに依つて御工面成し下され、一先づ元利共御返済成し下され度く願上げ奉り候じ。

四、「さて六月中には紅花摘切り、売立てに相成りし故、諸仕切勘定は六月中に仕払相成りしものなりじ。

五、「朝などに摘みて、此町の花市へ持ちきたりて、金銀穀物或は塩そのほか所に乞しき品々と交易すじ。

六、「国役金御延願に付き郡中寄合ひ、利左工門方へ西東庄屋中申参り候て、五兵衛殿迄の書付相認め上る。

左に

半金 当暮上納

半金 来る興夏紅花時節上納

以上の資料によれば、一は御年貢上納、二は払米夫食金返納、三は借金返済、四は盆仕切勘定、五は生活必需品購入、六は臨時国役金上納等に充てられておることが判ります。これらに必要な経費というものは、現金で処理しなければなりませんので、商品としての紅花が貸売りになつては困ることなのです。それで生花のまゝ、や水花のまゝか、或は出来れば花餅にして、花市場に持参するか、サンベ仲買人に現金で売渡したのです。じがもこ

の金は右から左と出て行くもので、農民の生活を向上させたり、農民の文化を高めたりするには、殆ど役立たなかつたのですが、僅か十日か二週間位の期間に、まとまつた金とれて懐に入るので、「僧侶の正月、百姓の六月」等という言葉が出たのでしよう。

このために、買集め人の側に立てば、その資本金の調達ということが大変であつたらうと想像されます。資金の動きについての資料は中々見つかりませんので、はつきりしたことは申せませんが、享保末年頃までは、京都の紅花向屋の手代衆が、多額の資金を持って来て、地方の商人に貸しつけたものではなかつたかと思われれます。井原西鶴がその着「日本永代蔵」の一節に、元禄頃の酒田の大向屋燈屋の景を敘し、「集つて来る諸国商人の手代たちの中でも、干鯉のぬけ目のない男が、髪に着くとやいなや、面若い者に近寄り……当年の紅の花の出来は、青草は何程……」と云つておりますが、たとへこれが当時の庶民文学者の聞き書きであつたにせよ、手代共の活動の一端を窺い知ることが出来ませう。

山形市のような経済の中心地には、上方の大商人は出店を設置したり、信用のあるれつぎとした手代を派遣したりが、それらの一部には、自ら独立の資本金をもつてこちらに居つてしまつた者もあり、谷地や寒河江等地方の中心地にもそういう者がおります。元禄年間にお茶商人として寒河江に来た中村七兵衛は、そのまゝ、こゝに永住し、強力な資本金を元手として紅花や青草の取引商人となりましたが、享保二十年（一七三五）の紅花仕入帳によれば、既に貳百貳拾五兩余も投じて大商人になつております。その後お茶の方を止めて全く紅花商人になり、多くの仲買人を使役して買集めているようですが、仕入帳に六郎兵工買、七之助買、利三郎払、久兵工買、長崎庄太郎買、庄兵工口銭、七郎兵工口銭等と

見えるこれらの人々は、中村七兵工の資金をもって働いていた仲買人であつたと思われ  
ます。

谷地方面では享保年中に京都から来た紅花商出羽屋藤藏というのは大きかつたようです。  
本姓は菅藤藏といひ、工藤小路に居を構え、手広くこの商売をやつて産をなし、松橋の慈  
眼寺再建、慈恩寺の日枝神社建立等に巨費を投じ、また慈恩寺最上院と縁を結び、同院の  
経済援助に少からぬ力を尽しておりますが、この出羽屋の手元から出た資金も多かつたか  
と思われます。

荒町に皇太神宮を勧請した福田四郎左工門は伊勢の人で、出羽屋より先立つて、寛文の  
末頃谷地に来り、紅花商となつた者だと伝えておりますが、その子の章山は京都によつて  
益々家産を大にし、皇太神宮に田畑を寄進したりしましたが、章山には嗣子が無かつたも  
のか、後に竹岡理右工門という者を継がせております。理右工門もまた後年谷地に来て  
伊勢講を結び、皇太神宮の拜殿造立に努力しました。谷地の人々の伝える所によれば、  
この理右工門は京都の紅花向屋として名を爲した伊勢屋の先祖であると言われます。伊勢  
屋は向屋としてよりも、最初はすあひ、いわゆるブローカーとして商人でありましたか  
ら、谷地方面においては、そういう立場で流用した資金が考えられます。

また元文五年（一七四〇）に紅花向屋廃止運動の急先鋒をなした谷地の終屋甚右工門と  
いう者は、実は元禄二年（一六八九）に出版された「京羽二重織留し」に見える、京都の紅  
花中買向屋六名の中の一人であつた甚右工門家を嗣ぎ、その名を襲名した同家の手代甚四  
郎であつたのです。先代甚右工門が死亡すると、手代甚四郎は主家を嗣いたが、京都にお

ける中買回屋を廃業し、手代として活躍していた頃、最も取引関係の深かった谷地に來つて永住し、自分が手代として自由売買時代に得た經驗をもつて、回屋制度の廃止運動を起したものであるうと思われます。この運動には谷地や寒河江の商人達も次第に多く參加して來ますが、それらの人々は甚右工門と經濟的なつながりがあった同志の者と見られます。所が享保二十年（一七三五）から、上方から來る手代がぱつたり止つてしまひました。大町念仏講帳し今年の記事に、「上方より下り衆一人も御座無く候、四月九日に二條様より、紅花相調に田舎に罷下り申さざる様に、急度仰せ付けられ、殊に紅花さばけ口の儀、向後向屋拾四軒の方より、紅花百四拾八軒の看共買ひ申すべく候て、猥りに売買仕らざるように仰せ付けられ候云々」とありますように、この年から自由売買が停止になり、向屋による専売制が確立された、めに、手代が下つて來て買ひ集めるといふことは出来なくなつたのです。そのために色々な不自由が生じて來ました。前記甚右工門等の訴状の一項に、「御当地へ註し京都へ紅染屋中、前々は羽州表へ直々罷下り、紅花相調候処に、六年前向屋拾四軒に相極り候てより、罷下り候儀御留め遊ばされ候間、買人少なく、時により紅花相拾りへ註し相廢り候事これ有り、御百姓至極迷惑仕り候云々」とあります。これは、大口の買人が來なくなつたといふこと、その反面、手代共による資金の融通や保證が無くなつた、めに、地方のサンベや仲買人が動けなくなつたといふことを意味するものでありませう。

明和から寛政にかけて、回屋制度に代る紅花世話所というもの、設置を見るのであります。その生産者の受ける被害については、回屋制度と異なる處がないと言つておりながら

「紅花引当金の儀は、月三拾面に付き金壹歩宛の利息にて、此地へ金子持参仕り、金子入用の商人中へは貸付申すべき事とか、或は「金主の儀は、紅花差登せ候以前、村山郡へ金子持参致し、紅花荷敷に依じ、割割の利息を以て貸渡し候へば、仲買商人共手支もこれ無く、百姓売るにも自ら手広に罷成り、右代金上納方も悉どり、旁々利益の筋と存じ奉り候じとか、百姓にも必要であれば三拾面壹歩の利安全を融通するといふような條件のため、世話所設置に調印してあります。このように最上の商人や農民たちは、手代や向屋やそれに類する組織の持つ、大資本に依存しなければ、商買が成り立って行かなくなつた所に、後進地帯としての弱さがあり、資本家に侵蝕される経済的な欠点もあつたのでしよう。

以上のような資金融通の受け方は、集荷ということに大きな義務が負わされると共に、ま戸如何なることが生じても、特定人との取引義務が生じました。そこで、地方にあつて自由な立場で手広に商いをする方法として、共同出資による経営も行われております。これは古くから取られ方方法と見え、逸見庄左工門文書元禄十一年（一六九八）の「紅花買上ケ目録」を見るに、

一、貳千五百四拾貳貫目 但し水花

（干花八駄百四拾斤分）

此金百九拾三両三匁分

一、金拾八両貳分七匁分 但し諸掛物

二口合金貳百拾壹両三分五匁三分

を買上げてありますが、さらにその内訳は、次の三人分になっておるのです。即ち、

一、 志駄 竹屋長左工門殿

代金貳拾四両志分五匁余

一、 貳駄百四拾斤 逸見庄左工門殿

代金六拾五両貳分拾四匁余

一、 五駄

代金百貳拾両貳分拾四匁余

この荷物は一箱に京都の若山屋勘右工門方に送られております。この文書面からだけでは、資金そのもの、共同出資ははっきり致しませんが、西田七兵衛が中心となって、共同出資していることだけは確かです。また堀米四郎兵衛工文書文政五年（一八一三）の「紅花買目録」の概要を見ますと、

略

総メ金百拾六両三分錢拾文

（紅花三駄五袋、外に運賃、諸掛り、荷役金合計）

右ニツ割

金五拾八両志分貳朱ト五文 藤兵衛殿分

金五拾八両志分貳朱ト五文 四郎兵衛分

とあります。この目録全体から受ける感じは、四郎兵衛が藤兵衛というものから紅花仕入金を借用したように見えますが、精算金をニツ割としている所に、單なる借用ではなく、

共同出資の形をとっているのではないかと考えられます。四郎兵工が集荷したのは、中沢や本飯田方面のものもありますが、谷地の十兵工や弥之助の分もあります。この中、弥之助というのは恐らく大町の柴田弥之助で令という屋号で天明以前から仲買兼荷向屋をやっていた者ですが、この目録面では、六拾三袋三拾七兩貳分貳朱余を四郎兵工に渡してあります。従って四郎兵工は地方の荷向屋からも集荷するだけの取引勢力を持っていたもので、五六拾兩位の金の不足で、借用するような者ではありませんでした。やはり藤兵工と共同経営することによって、より強大な農村商人への発展を企図したものであつたでしょうか。勿論この共同経営は永続的なものではなく、その時その場における事情によつて行われたもの、様です。

地方的仲買等は、荷主と比較すれば経済的な力が少かつたものと見え、豪商たちからその資金を借用することが多かつた模様です。そうでもしなければ、現金買いとしての大金を運用することは、中々察ではなかつたことでしょう。

覚

一金三拾兩也

右は水花仕入金に隨に請取申候所真正に御座候。追て目録に御勘定に相立申すべく候。右金請取手形仍て件の如し。

丑六月廿一日

山のべ

武田庄吉印

榎藤左衛門様

年号不明の證文であります。文面から判断すれば、武田庄吉という商人は、一時的の



のものにせよ、山のべに居住する榎藤左エ門の出先き仲買であり、水花を集める資金として三拾面を借り受け、その勘定は買目録で行うのであります。藤左エ門家だけではなく、地方荷問屋と言われる商人たちは、自分で直接買集めるといよりは、むしろ各中心的産出地に、隷属的な仲買人を立て、おいて、六月頃になるとその活動資金を融通し、ものと思われれます。大蕨村の稲村七郎右エ門の例等を見ますと、山形の村居に大金を融通し、稲村の名義で紅花の外青芋や漆や蠟等を、手広に買わせていますが、買目録の精算を見ると次のようであつて、地方商人の金融ということが、どれ程大きかつたかを窺うことが出来ます。

寛政四年度

(一七九二)

惣×金 千三百九拾七両三歩余

渡レ×金 千貳百五拾四両余

差引金 百四拾三両貳歩余

寛政八年度

惣×金 千五百三拾貳両余

渡レ×金 千四百八拾四両七分

差引金 四拾七両貳分余

寛政十年度

惣×金 貳千八百貳拾七両三歩余

渡レ×金 貳千四百七拾九両余

差引金 三百四拾八両貳分

寛政十一年度

惣×金 三千四百四拾五両七歩余

済×金 貳千八百三拾四両貳歩余

金貳百兩 (久)より不入 近日中下り次第持参

差引金四百拾兩貳步余

モツヒモ、村居には買方だけであつたに、需要地への発送までをまかせておいたもので、このような精算書となつたのでありますが、村居一軒に対する融通資金だけでも、このような莫大なものに登つていたのです。

借用申金子を争

一金貳拾兩也 但步判金にて

右は当亥の紅花仕入金不足申すに付其段連々御頼申入れ、右金廿兩只今儘に請取借用申込奥正に御座候。……七月晦日限り元利息急度返済申すべく候。……。

享和三年亥六月

湯野沢村金預り主

(一八〇三)

久 蔵

(印)

新町 藤左工門殿

これは、湯野沢村の紅花商人、恐らくは藤左工門と無関係の仲買人程度のものと思われ、久蔵の資金借用証文であります。六月に借りて、七月に返済するというのですから、紅花買付資金に間違いないのでしよう。荷主自身の借金となると、それは行きませんでした。久蔵のような仲買人程度ですと、買集めたものを荷主に持って行けば、直ぐ現金になるので、返済も短期間で済むのであります。地方の荷主になれば、京都や大阪との取引になりますので、その精算は早くも十月か十一月、遅ければ翌年にもなりますし、資本金もそれだけ多額に準備する必要がありましたので、簡単には参りませんでした。その例を

一ツ上げます。

差入申證文之筆

一、紅花荷物取合五拾貳箇

但

五百目袋廿二入四拾九箇  
同同廿八入貳箇

此引当金五百九拾六兩貳分也

当十一月晦日限り相定 夫迄利息相済

右は此度紅花仕入金不足に付、右紅花賣殿の御荷物にいたし、京都伊勢屋源助方へ御登せ下され、右引当金借用仕度趣産て御頼申入れ、石金只今慥に請取申込実正に御座候。尤返金の儀は、京都表にて右日限残らず返金仕り、右紅花請取申すべく候。尤も海上陸道にて如何様の難事出来候共、貴殿へ聊も御損御苦勞の筋少も相掛け申向敷く候。若又右紅花十一月晦日限り迄返金相成り兼ね候節は、貴殿方にて御勝手次第御売払成之れ候ても、聊も故障等御座無く候。尚又右売代金にて引当金へ都合に相成り申さず候節は、当地にて元利取揃へ差金いたし、聊も御損毛相掛け申向敷く候。後日の爲め加判證文依て件の如し。

嘉永七寅年九月

爲替組主

(一八五四)

寒河江

石川村

善太郎

印

同村

請人

三 次

印

前小路村

請人

久右工門

印

前小路村  
石川 長吉殿

石川村の善太郎が紅花仕入金として、これまで仕入れた干花荷物五拾貳箇を抵当に、五百九拾六面貳歩を、谷地前小路の石川長吉から借用した證文であります。利息前拂というきついものになっております。石川長吉というのは、元来は江戸商人として発展した者で、嘉永七年に幕府が回屋再興を許可した時、江戸の紅花回屋制度に協力した者で、上野図書館所蔵になる「諸回屋再興調」という記録に、山形象六人と共に肩を並べ、他の地方商人としては、たゞ一人の有力者でありました。

既にこの話を続けて行く紙数も無くなりましたが、この地方の豪商と言われた人々は、尙れもこの地方の地主でもありません。別に言えば、農業経営だけでは、簡単に地主になることは中々困難なことで、実は地主になるためには、副業として商業を営み、その利益を資本としてさらに金融業を兼ねるといふのが、定道であつたようです。しかもその利潤の一部は、最も堅実な投資として常に土地に向けられたということが、地主を成長させた最大の原因となりました。従つて経済に大変動を来たした明治の初年以後における消長は別として、それ以前においては豪商たちに、破産といふことはめつたにありませんでした。こうして金融機関の性格を持つて来た地方商人たちにも、またその上の金融機関があつたようです。その例として次に上げます。酒田本向家宝曆三年度（一七五三）の「万覚帳」に、

七月廿三日

一金百兩

最上谷地  
土屋勘石工門  
本向彦四郎

内五兩三歩拾三匁貳分

打口金?

右は大坂十月晦日限り爲替同添状共渡り方

京東洞院六角下ル

伊勢屋利右工門殿

九月十三日

一金百兩

爲替取立谷地  
鈴木庄七  
宿本向彦四郎

打金三兩引

右は京都参着爲替手形添状入渡り方

東洞院六角下ル

近江屋九郎兵工殿

この資料は、最近山大の柏倉先生から知らせて戴いたものですが、地方商人たちは、宝暦の頃既に本向家の爲替を利用して、上方との商業を拡張していたということが窺われます。

このようにして、我が最上地方には、紅花という一商品だけについて、年間五万兩から十萬兩位の資金が動いていたことになる譯です。